

## 11月定例会一般質問原稿

日本共産党  
尾村利成

日本共産党の尾村利成でございます。

### 1. 知事の政治姿勢について

質問の第一は、知事の政治姿勢についてであります。

溝口知事は、今議会初日の提案理由説明で、「安全、安心で住みよい島根をつくる」として2期目の県政の舵取りを表明されました。

私は、溝口県政に対し、ただ一人の野党の議員として、公共料金や手数料の値上げなど、県民にとって不利益な議案には、きっぱりと反対をしてきました。また、不要不急、県民合意のない開発事業の見直しを求め、税金の無駄づかいを厳しくチェックし、本予算・決算に反対をしてきました。

72万県民のくらし、福祉、安全、農業を守る立場から、4点にわたって知事の政治姿勢を質します。

#### (1) 農業再生とTPP(環太平洋経済連携協定)について

まず、農業再生とTPP(環太平洋経済連携協定)について伺います。

今、日本の農業と米をさらなる苦境に追い込む二つの問題で、農家から悲鳴と怒りの声が上がっています。

一つは、深刻な生産者米価の暴落であり、二つは、農業に壊滅的打撃を与えるTPPへの参加であります。

生産者米価下落の加速がすすみ、農家の手取りは、生産費の半値に近い状況です。かつて、1俵・60キロ、2万円だった米価は、今や1万円そこそこです。米を作って飯が食えないと農家の悲鳴が広がるのは当然であります。米価暴落の最大の要因に過剰米があります。政府は、緊急に買い上げ、米価暴落対策をとるべきであります。

しかるに、民主党政権は、戸別所得補償を口実に暴落を放置しています。今こそ、政治が米の需給と価格の安定に責任を果たす時です。

さて、農水省は9月7日、2010年農林業センサス結果を公表しました。私はこの結果に愕然としました。

それは、今日の県内農業就業人口の平均年齢が70歳を超えているのであります。また、5年前の2005年の農業就業人口は、4万2千人余でありましたが、本年には3万人へと激減している所以であります。すなわち、この5年間で毎年、約2,500人ずつ農業就業人口が減少している所以であります。このまま有効な対策を打たなければ、あと10年で県内農業は消滅しかねない危機的状況であります。

そこで、伺います。

持続可能な農業経営の実現のために、農産物の価格保障を中心に所得補償を組み合わせ、再生産を保障する施策を農業政策の柱に据えるべきではありませんか。知事の所見を伺います。

このように農業が危機的な状況にある中で、菅内閣は例外なしの関税撤廃を原則とするTPP参加への

道を突き進もうとしています。日本がTPPに参加すれば、農業大国であるアメリカやオーストラリアからの農産物輸入も完全自由化されるのは避けられません。

農水省の試算では、米は90%減、小麦は99%減、牛肉は79%減、豚肉は70%減と、日本農業はあらゆる分野で壊滅的な打撃を受け、食料自給率は40%から13%まで低下するとしています。TPP参加は、農村も国土・環境も荒れ果てて構わないという亡国政治そのものではありませんか。

菅総理は、日本は農業鎖国だと言いますが、日本の農産物平均関税率は12%であり、鎖国どころか、世界で最も開かれた国であります。

貿易自由化に乗り遅れるなど強く求めているのは、日本経団連です。輸出大企業の利益を最優先するために、国民の食料を犠牲にすべきではありません。21世紀は、「金さえ出せば食料を輸入できる時代」ではありません。自由化一本やりではなく、各国の食料主権を尊重した貿易ルールを確立すべきであります。

そこで、知事に島根農業を守る立場から伺います。

TPP参加によって、県内農業、関連産業に与える影響額はいかなるものですか。その試算額を伺います。また、その影響を県民に明らかにし、広範な県民運動として、TPP参加を許さない取り組みを強化すべきと考えますが、所見を伺います。

農業問題の最後に、11月29日、安来市で発生した鳥インフルエンザについて要望します。

一つに、被害を受けた養鶏農家等に対し、鶏の処分や卵の出荷停止への損失補償を充実すること、二つに、万全なる防疫体制の徹底、三つに、風評被害防止対策や相談体制の強化をお願いするものであります。

## **(2)福祉医療費助成制度について**

次に、福祉医療費助成制度についてです。

今日、地域医療の崩壊、無保険者の増大など、社会保障のあらゆる分野で深刻な事態が生まれています。県内において、生活保護受給世帯は4千世帯を超えました。高すぎる国保料、税が払えず、国保滞納世帯は、加入世帯の1割を超えています。また、原則3割という高い医療費の窓口負担に耐えられず、必要な医療を受けることができない人も多数生まれています。

このような中、障がい者は、福祉医療の1割負担撤回を強く望んでいます。県は5年前の2005年10月から、福祉医療に応益負担を導入しました。1ヶ月500円であった医療費を最大で4万200円という80倍もの負担増を課したのであります。障がい者団体の理解がないのに、理解があると言い、受給者は1割負担が可能であると強弁したのであります。

知事は2期目の出馬表明にあたり、「障がい者も高齢者も安心して暮らすことができる島根をめざす」と強調されました。本当にそうであるならば、全国一障がい者に冷たい島根と言われ、障がい者の受診抑制の原因となっている福祉医療の1割負担は撤回し、定額制に戻すべきではありませんか。病気に苦しみ、病気と闘っている人たちにお金の心配をさせ、つらく苦しい思いをさせておいて、誰もが住みやすく、温かい島根とは言えないではありませんか。知事の所見を伺います。

定率負担には、医療を受けることは「益」という考え方があります。医療を受けることは、決して「益」ではありません。医療を受けるのは、命を守るためであります。医療が必要な人ほど重い負担となる応益負担は、廃止すべきです。知事の所見を伺います。

## **(3)島根原発の安全確保について**

次に、島根原発の安全確保についてです。

点検漏れなど保守管理の不備にあたり、住民の不安が高まっています。県は、国に対して事業者への厳格な指導・監督を求めています。原発の危険を未然に防ぐには、推進機関から独立した規制機関の確立が必要であります。

世界の多くの国では、原子力の安全のための規制の仕事は、原子力発電を推進する行政部門とは切り離されており。例えば、イギリスでは保健省が、ドイツでは環境省が、アメリカでは原子力規制委員会が規制の仕事に当たっています。しかし、日本では、規制機関である保安院が推進機関である経済産業省から独立していません。これでは、国民が信頼できる安全行政が成り立つはずはなく、事業者への厳格な指導が担保できないではありませんか。国に対し、規制機関と推進機関との分離・独立を要求すべきであります。知事の所見を伺います。

県がプルサーマル運転を了解した前提条件は、国による厳格な安全審査と中国電力における適正運転の確保にありました。

しかし、この間、中電は火災発生がありながらも、県への報告が遅れるなど、安全協定に反する事態を繰り返しました。また、511カ所もの点検漏れが発覚し、保守管理のずさんさも明らかとなりました。今後、また新たな保守管理の不備や安全協定違反があった際には、直ちにプルサーマルの許可を撤回すべきであります。そして、安全協定条項に罰則規定を盛り込むなど毅然とした対応を取るべきであります。知事の所見を伺います。

#### **(4) 斐伊川水道建設事業について**

次に、斐伊川水道建設事業についてです。

来年の4月から斐伊川水道建設事業が始まります。各受水団体から示された受水量を見ると、参画水量に対する受水量は、30年平均において6割にすぎない状況であります。すなわち、4割もの水が使われないわけであります。

当初の事業目的であった人口増加による水需要はゼロと変更されたように、県としての需要予測・積算根拠の誤りは免れません。

松江市、出雲市においては、下水道料金の値上げが計画されています。下水道料金の値上げに加えて、使わない水まで払わされ、水道料金の値上げとなれば、住民にとって、ダブルパンチではありませんか。住民は今後、生活防衛手段として、さらなる節水に心がけるでしょう。節水機器の普及などで、水需要のいっそうの減少は避けられません。

県として、積算根拠の誤りを認め、高い水を住民に押し付けないためにも、受水費軽減を決断すべきです。知事の所見を伺います。

## **2. 看護師確保対策について**

次に、看護師確保対策について伺います。

看護労働の過密・過酷化がすすむ中、日勤、深夜勤、準夜勤の3交代勤務が主だった看護現場に、日勤、長時間夜勤の2交代制勤務を導入する病院が増えています。県内において、54病院のうち、2交代、一部2交代を導入している病院は、28病院となり、実に半数を超えています。

日本医療労働組合の「看護職員の労働実態調査」によると、2交代勤務の長時間夜勤で「仮眠時間がきちんととれている」と答えた人は、わずか16%しかなく、「全くとれていない」「あまりとれていない」と答えた人は、30%を超えています。絶対的人手不足のもとで、労働基準法違反が常態化し、「慢性疲労」が7割を超え、3人に1人が切迫流産を経験し、10人に1人以上が流産しています。ミスやニアミスの経験が9

割に上り、8割が「仕事を辞めたいと思ったことがある」と答えています。医療職場の半数を占める看護職がこのような状況では、患者の安全はもとより、医療そのものを守ることができないではありませんか。

労働問題の専門家は、長時間夜勤によって、「安全性が低下してミスが増えるだけでなく、ミスを起こした同僚を他の看護師が発見できなくなる。長時間夜勤は、患者にとって有害である」と指摘しています。さらに、「生活リズムが狂い、健康、生活も破壊する」として、看護師自身への影響も深刻であると警告しています。

私は先日、2交代勤務で働く看護師さんのお話を伺いました。看護師さんからは、「夕方4時から翌朝9時までの16時間勤務で、看護師2人で50人近い患者さんをみています。肉体的、精神的に限界です。若い人に看護師になることを勧められません」「連続10時間を超える長時間労働は、酩酊状態で看護するのと同じです。患者さんの命、看護師の健康を守る体制を整備してほしい」と訴えられました。政治の責任で一刻も早く、労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅に増やして、安全・安心の看護を実現しなければなりません。

ILO・国際労働機関は、「1日の労働時間は8時間以内、交代勤務の間隔は12時間以上に」と定めた看護職員条約・勧告を採択しています。しかし、日本政府はいまだに批准していません。世界の流れは、夜勤の規制の方向です。日本において、看護職員が人間らしく働き、人並みの生活をする権利を確立し、看護体制の充実を図ることは急務の課題であります。

この立場から、伺います。

2交代制の勤務形態は、看護師の健康悪化、ひいては離職につながり、患者にとって、安全・安心な看護の提供の立場から有害と考えますが、所見を伺います。県として、2交代制による勤務実態の影響を調査、検証すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、看護師修学資金についてであります。

准看護師養成学校の授業料等の負担は、月額4万円を超えています。しかし、県の修学資金は、月額2万1千円と低く、アルバイトをしながら看護師を目指す学生の実態やニーズを充足していない現状にあります。

また、修学資金の枠が少なく、利用できない状況も生まれています。不足する看護師を確保するためにも、修学資金を抜本的に増額するとともに、定員枠を拡充すべきと考えますが、如何ですか。所見を伺います。

### 3. 児童養護施設について

次に、児童養護施設についてです。

今日、施設に入所している子どもの6割が被虐待児であり、発達障害、知的障害など障害のある子どもが2割以上の状況であります。各施設においては、基準以上の職員配置や心理担当職員等の措置費上の加算職員配置など、児童の支援の向上に努めています。

国の最低基準より手厚い体制をとっている施設に対し、職員加配の助成を検討すべきと考えますが、所見を伺います。

民主党の地域主権改革では、児童福祉法に定める児童福祉施設の設備・運営基準の廃止又は地方自治体への条例委任が検討されています。これは、児童養護施設のみならず、保育園、乳児院など社会的養護を含めたすべての児童福祉施設の最低基準が事実上撤廃されることになりかねません。関係者からは、地方自治体への条例委任によって、児童福祉施設最低基準が引き下げられることを危惧する声が上が

がっています。

そこで、伺います。

国の児童福祉施設最低基準を地方自治体に委ねるのではなく、最低基準の維持と向上を国に求めるべきと考えますが、所見を伺います。

また、入所児童は、就職準備にあたり、アルバイトをして貯めたお金や施設の後援会からの貸付を活用して、資格取得に励んでいます。部活に参加している児童は、アルバイトをする時間がなく、収入が得られないため、資格取得が困難な状況です。

児童の就職支援のためにも、県として資格取得の支援策を講じるべきであります。また、就職する児童に対しての援助・指導を行う自立援助ホームを拡充・強化するなど、施設退所後の自立支援策の充実を求めますが、所見を伺います。

#### 4. 県営住宅について

次に、県営住宅について伺います。

私はこの間、県営住宅に入居されているみなさんと懇談を重ねてきました。県営比津が丘住宅のみなさんからは、「廊下の階段に太陽光が入らず、昼間でも真っ暗な状況です。暗くて、常時階段灯を点けています。停電時に備え、非常灯を設置してほしい」など、居住環境の改善を求める声をお聞きしました。

快適で安全な居住環境を保障するためにも、入居者から要望等を聞く意見交換の場を拡充し、安全総点検を行うべきと考えますが、所見を伺います。

また、県は県営住宅から退去する際は、「畳、襖、障子については、退去前に修繕した上で退去検査を受けること」としており、修繕費用は入居者の負担となっています。

しかし、国土交通省が1998年(平成10)年に地方自治体に示した「原状回復」に関するガイドラインでは、壁やクロスの日焼けなどの自然的劣化、損耗などの経年変化や、家具の設置による畳のへこみなど通常の使用による損耗、そして結露などによるシミやカビなど通常の使用をしていた場合に構造的欠陥からくる損耗については、民間住宅の賃借人に原状回復義務はないとしています。

北海道においては、畳、襖の張り替えや壁、天井の塗装などは年次計画の中で、公費負担で修繕しています。

是非とも島根県においても、自然の損耗や長期間の使用による汚れなどは、入居者責任ではなく、公費負担を検討すべきと考えますが、所見を伺います。

#### 5. 教育問題について

最後に、教育問題についてであります。

まず、教職員の労働安全衛生体制の確立についてです。

長時間過密労働による健康障害が社会問題化する中、本県でも一昨年度より「教職員の過重労働による健康障害防止のための総合対策実施要綱」が策定され、時間外労働時間の把握と医師による面接指導などが図られるようになりました。

児童・生徒にゆきとどいた教育を保障する上でも教職員が健康で働くことのできる環境づくりは、ますます重要なテーマとなっています。

県教委がまとめた「勤務時間外労働状況及び医師による面接指導実施状況」によれば、普通高校において、「月100時間を越える時間外労働をした教育職員」の延べ人数は、平成20年度2,078名であった

ものが、平成21年度には2,358名へと約300名も増加しています。月100時間と言えば、厚労省の基準によれば過労死デッドラインであります。

また、「医師による面接指導を申し出た教育職員」は、平成20年度に延べ23名でありましたが、平成21年度において、ほとんど変わらない状況であります。すなわち、労働安全衛生体制が十分に機能していないではありませんか。

県教委は、本年2月の私の質問に対し、「長期にわたる時間外の労働は、心身の健康上好ましくなく、また教師としての活力に満ちた教育活動に支障を来たす恐れがあり、時間外労働の縮減と健康の保持に努める」と答弁されました。

しかし、ほとんど改善が見られないこの点をいかに総括しているのですか。現場の教員の声を掌握し、早急に実効ある改善策を講じるべきであります。教育長の所見を伺います。

次に、臨時的任用教職員の待遇改善についてです。

本年5月1日現在、小学校で常勤講師の割合が7.3%、中学校で8.1%、県立高校で8.8%、特別支援学校で15.3%となっています。また、中学校、高校で重要な位置を占める部活動・クラブ活動で「主顧問」を務める常勤講師の割合を見ると、運動部活動において、中学校で5.0%、県立高校で9.7%となっています。私自身、大変驚いたことは、県内の小学校には、2,093クラスありますが、165クラスは講師が学級担任を担っているという点であります。実に、学級総数の8%であります。このように本県の教育は、臨時的任用教職員によって支えられていると言っても過言ではありません。

常勤講師の方々が担っている職責は、子どもや保護者に対してはもちろん校務分掌としても正規採用者と同等であります。そうであるならば、正規教職員との賃金や休暇制度など労働条件において、可能な限りの均等待遇を保障しなければなりません。

本年4月から、常勤講師の産休代替がようやく認められるようになったことは大きな前進であり、評価するものです。

しかし、私傷病休暇代替や小学校での体育実技代替が認められていないこと、またどんなに経験豊富な常勤講師でも一定の給与号俸に達すると、「頭打ち」と呼ばれる給与月額の据え置きが押し付けられるなど、待遇の格差が存在しています。一刻も早く、均等待遇を実現すべきと考えますが、教育長の所見を伺います。